

生活保護法による保護の基準の一部改正について

生活保護法による保護基準の一部が改正された（平成30年9月4日厚生労働省告示317号）ことに伴い、以下のとおり対応します。

1 改正の概要

(1) 改正の考え方

- ・厚生労働省社会保障審議会生活保護基準部会における検討結果を踏まえ、一般低所得世帯の消費水準と均衡を図った。
- ・多人数世帯や都市部の単身高齢世帯等への減額影響が大きくなるまいよう、現行基準からの減額は5%以内にとどめる。
- ・見直しは段階的に実施（平成30年10月、平成31年10月、平成32年10月の3段階）

(2) 主な改正点

・生活扶助基準

旧基準額（平成24年度の基準額）、現行基準額（平成29年度の基準額）、新基準額（平成30年10月の基準額）を用いて算出する。

A：旧基準額（平成24年度基準額）×0.9 と現行基準額（平成29年度基準額）を比較して高い方

B：旧基準額（平成24年度基準額）×0.855 と新基準額（平成30年10月基準額）を比較して高い方

$$\text{平成30年10月合計額} = A \times \frac{2}{3} + (B + \text{経過的加算}) \times \frac{1}{3}$$

・児童養育加算

現行：月額1万円（3歳未満等1.5万円／中学生まで）

見直し後：月額1万円／高校生まで

※3歳未満等の見直しは段階的に実施

（平成30年10月、平成31年10月、平成32年10月の3段階）

・母子加算

現行：母子（子ども1人）の場合 月額22,790円

見直し後：母子（子ども1人）の場合 月額21,400円

※見直しは段階的に実施

（平成30年10月、平成31年10月、平成32年10月の3段階）

- ・生業扶助 学習支援費（クラブ活動費）
現行： 年額 61,800 円（金銭給付）
見直し後：年額 83,000 円（実費上限）※高校の場合

- ・生業扶助 入学準備金
現行： 63,200 円（実費上限）
見直し後：86,300 円（実費上限）※高校の場合
*その他、高校受験料支給回数の拡大等

2 生活保護基準額の改正について（モデルケース）

別紙のとおり

3 生活保護の停止・廃止について

- ・激変緩和措置もあり、今回の基準改定に伴い 10 月 1 日以降、保護を脱却する世帯は（少数）となる見込み。
- ・保護の廃止・停止に当たっては、廃止後に生じうる各種税・保険料、医療費の一部負担も考慮したうえで、今後の生活を維持できるかを十分に配慮したうえで判断する。

4 生活扶助基準の見直しに伴う他制度への影響

(1) 生活保護の受給の有無を参照しているもの

上記のとおり、生活保護を脱却する者は、少なく、十分配慮したうえで廃止するため影響はない。

(2) 生活保護基準の見直しに直接影響を受けるもの

それぞれの制度の趣旨や目的、実態を十分に考慮しながら、可能な限り影響が及ばないよう対応する。ただし、中国残留邦人への給付等、生活保護と同様の給付を行う制度については、生活保護の基準の例により給付を行う。

5 今後の対応

- | | |
|-------------------|------------|
| (1) 生活保護システムの修正作業 | 9 月末まで |
| (2) 被保護者への通知 | 9 月中旬 |
| (3) 新基準での保護費支給 | 10 月 1 日以降 |

別紙

標準3人世帯		平成30年10月以降基準額		現行基準額	
33歳男 29歳女 4歳子	生活扶助		147,170	148,380	
	児童養育加算		10,000	10,000	
	教育扶助		0	0	
	住宅扶助		69,800	69,800	
	合計		226,970	228,180	
	差額		-1,210		

夫婦子2人世帯		平成30年10月以降基準額		現行基準額	
35歳男 30歳女 9歳子 4歳子	生活扶助		172,960	175,110	
	児童養育加算		20,000	20,000	
	教育扶助		3,430	5,510	
	住宅扶助		69,800	69,800	
	合計		266,190	270,420	
	差額		-4,230		

高齢者2人世帯		平成30年10月以降基準額		現行基準額	
72歳男 67歳女	生活扶助		115,840	114,630	
	児童養育加算		0	0	
	教育扶助		0	0	
	住宅扶助		64,000	64,000	
	合計		179,840	178,630	
	差額		1,210		

高齢者1人世帯		平成30年10月以降基準額		現行基準額	
70歳女	生活扶助		74,150	74,630	
	児童養育加算		0	0	
	教育扶助		0	0	
	住宅扶助		53,700	53,700	
	合計		127,850	128,330	
	差額		-480		

母子3人世帯		平成30年10月以降基準額		現行基準額	
30歳女 9歳子 4歳子	生活扶助		144,510	145,000	
	児童養育・母子加算		44,200	44,590	
	教育扶助		3,430	5,510	
	住宅扶助		69,800	69,800	
	合計		261,940	264,900	
	差額		-2,960		

障害者を含む世帯		平成30年10月以降基準額		現行基準額	
65歳女 25歳重度障害者	生活扶助		119,140	118,700	
	障害者加算・特別介護料		53,250	53,250	
	教育扶助		0	0	
	住宅扶助		64,000	64,000	
	合計		236,390	235,950	
	差額		440		

※ 教育扶助学習支援費が定期計上から実費支給に変更